

◎ 特別徴収できない理由(普通徴収切替理由)

記号	略語(例)	理由	内容
A	2名以下	受給者総人員が2名以下	令和6年1月1日現在において、他の市町村の受給者も含めた総人員(下記B～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)が2名以下。
B	他特徴	他の事業所で特別徴収の方	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者) 【給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。】
C	少額	毎月の給与支払額が少額で特別徴収できない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方
D	不定期	毎月給与の支給がない方	給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である方。(アルバイト、パート、役員についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。)
E	専従者	個人事業主の事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は、当分の間は普通徴収できることとしています。
F	退職者	退職者 又は退職予定者 (5月31日まで)	令和5年中の退職者、令和6年5月31日までに退職予定の方。(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	雇用契約期間が1年未満の方

上記に該当しない場合は全て特別徴収扱いとなります。

※上記のA～Gの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、「普通徴収切替理由書」を添付していただくとともに(eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できます)、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号(又は略語)を記入してご提出ください。

個人別明細書摘要欄に「記号」又は「略語」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。